

市内指定居宅介護支援事業所 管理者 様

佐世保市保健福祉部長寿社会課長

平成30年4月以降の特定事業所集中減算の取り扱いについて（通知）

日頃から、本市の保険福祉行政並びに介護保険業務にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、平成30年度介護保険法改正により特定事業所集中減算の内容に一部変更がっておりますので、当市の取り扱いについて下記のとおり通知いたします。

ご確認の上、適正な届出及び運用へのご協力をお願いいたします。

記

1 特定事業所集中減算とは

下記の判定期間に作成された訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護が位置付けられた居宅サービス計画について、紹介率最高法人の割合が80%を超過した場合に、減算適用期間の全ての利用者における居宅介護支援費を所定単位数から200単位を減算する。ただし、正当な理由があると判断された場合を除く。

2 判定期間と提出期限

区分	判定期間	提出期限（必着）	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月15日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	3月15日	4月1日～9月30日

※平成30年度前期について、判定期間は4月1日～8月末日までとなります。

3 判定の対象となるサービス種類

- ・訪問介護
- ・通所介護（地域密着型通所介護）
- ・福祉用具貸与

※通所介護等について、通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等において最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の占める割合を計算する事として差し支えないとされています。

4 計算式について

各サービス事業所について、次の計算式により計算を行うものとする。
(当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数)
÷ (当該サービスを位置付け、実際に給付管理を行った計画数)

5 正当な理由について

正当な理由として、以下の5点が認められる。

正当な理由	添付資料
①居宅介護支援事業所の運営規定に定める「通常の事業実施地域」内に、訪問介護サービス等を提供する事業所が各サービスごとでみて5事業所未満である場合。	居宅介護支援事業所の運営規定
②特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合	なし
③判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数（給付管理を行った件数）が20件以下である場合	なし
④判定期間の1月あたりの居宅サービス計画（給付管理を行った件数）が各サービスごとでみて月平均10件以下である場合	なし
⑤特定の法人に集中している場合において、居宅サービス計画作成開始及び居宅サービス計画変更（サービス提供日時の変更等軽微なものを除く）の際に、介護支援専門員が利用者に対し複数の法人が運営する事業所に関する情報を適正に提供し、利用者が適切に事業所を選択している場合	①居宅サービス事業所の選択に関する証明書（参考様式） ②対象者一覧表（任意様式。利用者氏名を50音順に。）

①について、5事業所とはみなし指定の事業所を含まない。

⑤について、前回届出時までには佐世保市長寿社会課に証明書を既に提出している場合は、改めて証明書を提出する必要はないが、対象者一覧表にその旨が分かるように記載を行うこと。

6 届出書について

- ① 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書（様式1）
- ② 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式（参考様式2）
- ③ 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書（参考様式3）

※②および③について、必要項目を満たしていれば、他の様式でも可とする。

7 書類の作成手順

- (1) 全ての事業所において、計算書にて各月の計画数等を算出
- (2) 算出された件数・法人等を判定様式に記載する。
- (3) 判定様式の中の紹介率最高法人について届出書に転記。

※実績のないサービスについて、届出書の件数欄には「0」を記入。

8 届出について

上記の手順にて作成された書類において、紹介率最高法人の割合が80%を超過しているものが一つでもあれば期限内に介護保険係まで届出を行うこと（ただし、特別地域居宅介護支援加算を受けている離島地区の事業所は除く。）

その際、正当な理由があるものについては上記の添付書類を添付すること。

また、80%を超過している・いないに関わらず、全ての居宅介護支援事業所は書類を作成し、5年間保存を行うこと。

提出が必要な書類

		①届出書	②判定様式	③計算書	正当な理由の資料
80%を超えたものが1つもない場合		×	×	×	×
1つでも80%を超えた場合	80%を超えたサービス	○	○	○	○
	80%を超えなかったサービス		×	×	×

9 ホームページ掲載箇所

ホーム>事業者の方へ>介護・高齢福祉>各種様式>【様式】特定事業所集中減算について

10 その他留意事項

- ・判定期間の途中で休止・廃止した事業所については届出不要
- ・判定期間の途中で指定・再開の事業所は、判定期間に係る分の届出が必要

お問い合わせ

佐世保市保健福祉部長寿社会課介護保険係

電話：0956-24-1111（内線 5313）